

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百三十五号）（抄）

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第二条（略）

2 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

（定義）

第三条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める食糧（これらを加し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。）をいう。

2（略）

3 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

4（略）

（基本計画）

第四条（略）

2（略）

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

二 米穀の需給の見通しに関する事項

三（略）

四 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

五（略）

八 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

九 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3（略）

（指定）

第四十八条（略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(業務)

第四十九条 (略)

一 (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程の認可)

第五十条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

(売買取引)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

4 センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

第五十三条 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十四条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第五十五条 センターの役員の選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(指定の取消し)

第五十八条 (略)

一 (略)

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ)

第六十条 (略)

2 政府は、必要があると認める場合には、前項の米穀等の買入れを他に委託することができる。

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第六十二条 (略)

2 政府は、前項の規定により買入れした米穀等を同項の申込みを行った買受資格者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3・4 (略)

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第六十三条 政府は、特に必要があると認めるときは、米穀等の輸出を目的とする売渡しを行うことができる。

2 (略)

(政府売渡しの附帯条件等)

第六十四条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(米穀等の輸入)

第六十五条 (略)

一・二 (略)

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀等を輸入する場合

2 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

3 第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(米穀の輸入数量の届出)

第六十五条の二 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(米穀の輸出数量の届出)

第六十五条の三 (略)

一 (略)

二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

(麦の政府買入れ)

第六十六条 政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買入れなければならない。

2・3 (略)

(麦の政府売渡し)

第六十八条 政府は、その保有する麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不相当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2 (略)

(主要食糧の交付等)

第七十二条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2 政府は、必要があると認める場合には、主要食糧の貯蔵、交換、加工又は製造を行うことができる。

(情報の提供)

第七十三条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な流通の確保に資するため、次条の調査の結果その他主要食糧の需給及び価格に関し必要な情報の提供に努めなければならない。

(調査)

第七十四条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(地方公共団体が処理する事務等)

第七十六条 (略)

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所に委任することができる。

(経過措置)

第七十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(緊急時における対応)

第八十条 (略)

2 政府は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(自主流通法人等に対する命令)

第八十一条 (略)

2 前項の規定による命令に基づいて行われた米穀の譲渡、移動又は保管については、その範囲内において、自主流通計画の変更の認可を受けたものとみなす。

農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)(抄)

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四条 (略)

2 登録検査機関は、第五条第一項(第八条において準用する場合を含む。)、第九条及び次条第二項の品位等検査であつて、農産物売買取引業者等からの請求により行うものについては、農林水産省令で定める場合を除き、銘柄についての検査を行うことができない。

(検査の失効)

第十五条 農産物検査を受けた農産物は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至つた時以後、農産物検査(第三号に該当する場合にあつては品位等検査、第四号に該当する場合にあつては同号の品位等検査を受ける前に受けた品位等検査に係る量目及び品位についての検査)を受けていないものとみなす。ただし、第二十三条の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

一 第十三条第一項の規定による表示が失われ、抹消され、改められ、又は不明となつた場合

二 第十三条第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が抹消され、改められ、若しくは不明となつた場合

三 (略)

四 第五条第二項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)(品位等検査に係る第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合)

2 (略)

(登録検査機関の登録)

第十七条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

- 一 農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査
- 二 農産物の成分についての検査

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき(同項第一号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第一号及び第二号に掲げる要件に適合している場合に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

- 一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
- 二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。

- 三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- 四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から一年を経過しないもの
- 二 第二十四条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人

三 第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

四 登録の区分

五 (略)

六 第二十八条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

七 農産物検査を行う農産物検査員（第二項第一号に規定する者をいう。第二十条において同じ。）の氏名その他農林水産省令で定める事項

5 品位等検査に係る登録の申請に係る前項第五号の農産物検査を行う区域は、都道府県の区域を単位とするものでなければならない。

6 農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく、第四項に掲げる事項を公示しなければならない。

7 登録検査機関は、第四項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前二項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（政府が輸入する米麦等に係る農産物検査）

第三十四条（略）

3 第五条第二項の規定は、政府の所有に係る米穀で品位等検査を受けたものについて準用する。

4 第十条の規定は、政府の所有に係る農産物について準用する。

（罰則）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第十三条第二項又は第三項の規定に違反した者

三 第十六条の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三百三十五号）（抄）

第六条（略）

前項二定ムルモノノ外国内米管理勘定ニ於テハ輸入食糧管理勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入食糧管理勘定ニ於テハ国内米管理勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ国内米管理勘定ヘノ繰入金ハ同勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ヲ補填スル為輸入食糧管理勘定ニ於ケル輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ生ズル利益ノ額及米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヲ合計シタル額（輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ損失アルトキハ米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヨリ其ノ損失ノ額ヲ控除シタル額）ヲ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入食糧管理勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

米穀の政府買入価格の特例に関する法律（昭和二十七年五月七日法律第三百三十六号）

第一条 政府は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十九条第二項の規定による米穀の買入の価格（以下「買入価格」という。）が定められるまでに同条第一項の規定により米穀を買い入れる場合には、買入価格の決定までの仮の価格（以下「仮価格」という。）でその支払を行うものとする。

第二条 政府は、前条の規定により仮価格で支払を行った買入に係る米穀については、買入価格が当該仮価格を超えるときは、政令の定めるところにより、その差額につき仮価格による支払の時から当該差額支払の時点までの期間に応じ、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率を下らない率により算出した金額を、当該差額とともに支払うものとする。

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技艺其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定指数」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つてことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）
（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることを用いる。
- 二 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。
- 四 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。
- 四の二 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税をいう。
- 五 「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。
- 六 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。
- 七 「沿海通航船」とは、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶をいう。
- 八 「国内航空機」とは、本邦と外国との間を往来する航空機以外の航空機をいう。
- 九 「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。
- 十 「機用品」とは、航空機において使用する貨物で、船用品に準ずるものをいう。
- 十一 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。
- 十二 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。
- 十三 「不開港」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。
- 2 前項第一号、第三号及び第四号に規定する公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含むものとする。
- 3 外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合（保税地域においてこの法律により認められたところに従つて外国貨物が使用され、又は消費される場合その他政令で定める場合を除く。）には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消

費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

第二節 期間及び期限

(期間の計算及び期限の特例)

第二条の二 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十条(期間の計算及び期限の特例)の規定は、この法律又は関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の關稅に關する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

(災害による期限の延長)

第二条の三 特定災害(震災、風水害、火災その他政令で定める災害であつて、財務大臣が指定したものをいう。以下同じ。)により相
当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域(以下この条及び第百二条の二(災害による手数料の還付、軽減又は免除)にお
いて「指定地域」という。)に当該特定災害が発生した時に住所又は居所を有していた当該特定災害の被災者に係るこの法律又は關稅
定率法その他の關稅に關する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収(以下この条において「申請等」とい
う。)に關する期限で、当該特定災害が発生した日から財務大臣が当該特定災害による当該指定地域への影響の程度を勘案して別に定め
る日(以下この項及び第四項において「指定日」という。)までの間に到来するものについては、当該期限を指定日の翌日まで延長す
る。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 税関長は、第一項に規定する指定地域に係る特定災害に起因するやむを得ない理由により、同項の規定により延長された申請等に關
する期限までにその申請等をする事ができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月
以内に限り、その者に係る当該延長された期限を延長することができる。

4 税関長は、第一項に規定する指定地域に係る特定災害に起因するやむを得ない理由により、当該特定災害が発生した日以後に到来す
る申請等(同項に規定する被災者に係る申請等で指定日までにその期限の到来するものを除く。以下この項において同じ。)に關する
期限までにその申請等をする事ができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内
に限り、その者に係る当該期限を延長することができる。

行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)(抄)

(異議申立期間)

第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。